# 平成24年度 第16回 庁 議 要 旨

日 時: 平成24年11月19日(月)

午前9時

会 場:庁議室

# [審議事項]

- 1 「(仮称) 市民防災の日」の制定について(総務部防災対策課)
  - 継続審議 —
- 2 「東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」について

(震災復興部集団移転対策課)

東日本大震災の影響から、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に 所在する住宅について、災害の未然防止を図るため、居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援しようとするもの。

- (1) 主な内容
  - ① 補助対象者の要件
    - ア 被災時に災害危険区域内に居住していたこと。
    - イ 災害危険区域外の安全な場所に移転できること(移転先は石巻市内、市外を問わない)。
    - ウ 引越し又は再建住宅の土地建物に係る契約を未だ行っていないこと。
  - ② 支援内容
    - ア 危険住宅の撤去及び移転等に要する費用(上限780千円)
    - イ 住宅の建設 (購入) のため、金融機関等から融資を受けた場合の当該借入金利子に相当する費用(住宅建設:上限 4,440 千円、用地購入:上限 2,060 千円、用地造成:上限 580 千円)
- (2) 実施時期

平成24年12月3日補助金交付申請受付開始

# 3 石巻広域都市計画事業石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に伴う関係例規 の整備について (震災復興部基盤整備課)

新渡波地区の土地区画整理事業を実施するために「石巻広域都市計画事業石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」の名称を、複数の土地区画整理事業に対応できるよう「石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例」に改めるとともに必要な事項を追加することとした。

- (1) 主な内容
  - ① 条例名の改正
  - ② 新渡波地区土地区画整理事業の実施に必要な事項の追加
- 4 市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準について

(生活環境部環境課)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴い、一般廃棄物処理施設の適正な維持管理を図るため、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格について、市町村の条例で定めることとされたことから、関連する条例の改正を行うこととした。

(1) 主な内容

技術管理者が有していなければならない資格の追加

(2) 実施時期

平成25年4月1日施行予定

# 5 石巻市指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定、人員・設備及び運営に関する基準について (健康部介護保険課)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、介護保険法等が改正されたことに伴い、指定密着型(介護予防)サービス事業者の指定に関する基準等について、市町村の条例で定めることとされたことから、関連する条例の制定を行うこととした。

- (1) 主な内容
  - ① 石巻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
  - ② 石巻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の 制定
  - ③ 石巻市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定
- (2) 実施時期

平成25年4月1日施行予定

# 6 第1次、第2次一括法に係る条例制定・改正について(建設部都市計画課)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、各種法令に規定する基準について市町村の条例で定めることとされたことから、関連する条例の制定及び改正を行うこととした。

- (1) 主な内容
  - ① 石巻市市道の構造の技術基準を定める条例の制定
  - ② 石巻市河川管理施設等の構造の技術基準を定める条例の制定
  - ③ 石巻市都市公園条例の一部改正
  - ④ 石巻市営住宅条例の一部改正
  - ⑤ 石巻市下水道条例の一部改正
- (2) 実施時期

平成25年4月1日施行予定

#### 7 石巻市浄化槽等設置整備事業費補助金(復興分)交付要綱の制定について(建設部下水道管理課)

現在、合併浄化槽の設置に係る経費については、「石巻市浄化槽等設置整備事業費補助金交付要綱」に基づき、その一部を補助しているが、今年度は予定補助基数を既に上回っており、来年度以降も大幅に増加する見込みであり、東日本大震災復興交付金事業として申請していた「浄化槽集中導入事業」が裁定される見通しとなったことから、既存の補助制度と区分し、新たに要綱を制定することとした。

(1) 主な内容

既存の「石巻市浄化槽等設置整備事業費補助金交付要綱」に、浄化槽の消費電力に係る規定を加えて新たに制定する。

(2) 実施時期

平成24年12月1日施行予定

## 8 石巻市かなん有機センターの指定管理者の指定について(河南総合支所地域振興課)

平成 16 年 11 月 1 日の供用開始以来、いしのまき農業協同組合が指定管理者として施設の維持管理と運営を行ってきたが、今年度の指定期間の満了をもって、指定管理から撤退することが決定した。

このため、新たな指定管理候補者として、これまで、かなん有機センターの利用調整業務を担ってきた、かなん有機センター利用者協議会の会員(河南地域の畜産農家)を母体に設立された、か

なん有機肥料生産組合を指定管理者として指定しようとするもの。

- (1) 主な内容
  - ① 施設名 石巻市かなん有機センター
  - ② 指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日
  - ③ 選定候補者 かなん有機肥料生産組合(組合長 岩倉伴夫)
  - ④ 選定方法 非公募
  - ⑤ 選定理由

これまで、かなん有機センターの利用調整業務を担ってきた、かなん有機センター利用者協議会会員を母体とした「かなん有機肥料生産組合」が指定管理者となることで、人材や販路を含むノウハウが引き継がれ、堆肥の搬入から製品の生産販売までの一体的な運営が可能となることから、かなん有機肥料生産組合を公募によらない指定管理者の候補者として選定しようとするもの。

⑥ 指定管理料(予定額) 平成25年度~平成27年度 各年7,400千円

# 9 東日本大震災被災者住宅再建資金利子補給補助金交付について

## (福祉部被災市民生活支援課、震災復興部復興政策課)

本市では、東日本大震災により住宅に甚大な被害を受け、今後多くの市民が住宅再建のために金融機関からの融資を受けることが見込まれるが、補助制度に該当しない者には支援がない状況であることから、本市単独の支援策の必要性が強く望まれている。

このことから、金融機関から融資を受けて被災住宅の再建を行う被災者に対し、東日本大震災被 災者住宅再建資金利子補給補助金を交付することにより、融資を受けた場合の初期負担の軽減を図 り、本市への定住促進を促すこととした。

- (1) 主な内容
  - ① 交付対象者
    - ア 半壊以上の被災住宅に震災発生時に自己又は親族が居住していた者
    - イ 市内で住宅の建設、購入又は被災住宅の補修を行う者
    - ウ 平成 23 年 3 月 12 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に融資を受けた者
    - エ 他の事業による同様の利子補給を受けていない者
  - ② 補助金額
    - ア 新築又は購入の場合 上限600千円
    - イ 補修の場合 上限 300 千円
- (2) 実施時期

平成25年2月1日受付開始予定

#### [報告事項]

## 1 東日本大震災犠牲者石巻市追悼式開催について (総務部総務課)

震災から2年を迎えるに当たり、震災の犠牲となられた方々に対し、追悼の意を捧げるとともに、 最大の被災地から「世界の復興モデル都市石巻」を目指していく決意を新たにするため、市主催の 追悼式を開催することとした。

- (1) 主な内容
  - ① 開催日時 平成25年3月11日(月)午後2時30分~午後3時30分※式典終了後から午後5時まで、一般の参列者の献花を受け付ける。
  - ② 場 所 河北総合センター
  - ③ 形 式 無宗教形式とし、祭壇の慰霊塔に参列者が献花する。
  - ④ 交通手段

各総合支所、支所、石巻駅前、大規模仮設住宅団地から会場まで送迎バスを運行する。

⑤ 献 花 場 本庁及び各総合支所(河北総合支所を除く。午前8時30分~午後5時)

## 2 ICT地域のきずな再生・強化事業の実施について

## (福祉部被災市民生活支援課、健康部健康推進課、企画部情報政策課)

被災した住民等から、情報量の不足や情報伝達の遅れを指摘する声があるほか、7 千戸を超える 応急仮設住宅において、生活不安や健康不安を抱える入居者が増加しつつあることから、地域のき ずなを再生するため、被災者に係る情報提供・配信システム等を構築し、地域の復興状況や生活関 連情報等の情報を迅速に提供することにより、被災者の生活・健康支援の充実を図ることとした。

- (1) 主な内容
  - ① 被災者情報提供・配信システム構築事業として、ささえあいセンター拠点へのサーバーの設置やタブレット端末の配備等を行う。
  - ② 公衆無線LANネットワーク事業として、応急仮設住宅団地及びささえあい拠点センターに 無線LAN送信用アンテナの設置等を行う。
- (2) 実施予定平成25年3月31日までに完了予定

# 3 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業(第2期生)の実施について(福祉部子育て支援課)

ひとり親家庭等を取り巻く状況は、非正規雇用の増加による労働形態の変化や景気低迷といった 不安定な就労状況と相まって収入の減少が進んでいる。

就業困難なひとり親家庭等を対象に、ITを中心とした在宅就業を促進するため、能力開発や就業支援等の一体的取組等を推進し、家庭と仕事の両立が図られるよう在宅就業の拡大に向けた環境整備を図ることとした。

- (1) 主な内容
  - ① ITスキル訓練支援 在宅でのIT研修、訓練手当の支給等
  - ② 在宅就業の支援 在宅就業可能な I T 業務の開拓及び仕事の斡旋等
  - ③ 在宅就業の環境整備 パソコンや機器の無料貸出、インターネット環境の無料整備等
- (2) 事業実施期間

平成25年1月から平成26年7月末までの19か月間

以上